

改正

平成29年11月10日告示第52号

平成30年5月10日告示第26号

令和3年3月1日告示第4号

令和5年3月17日告示第12号

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町補助金交付規則(平成25年越知町規則第19号)第20条の規定に基づき、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、越知町内にあるブロック塀等耐震対策推進事業(以下「対策事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、地震発生時のブロック塀等の倒壊等による被害の軽減及び避難路の寸断を防ぐことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の所有者であること。ただし、ブロック塀等の所有者と親子関係にある者等町長がやむを得ないものとして認めた者はこの限りでない。
- (2) 市町村税及び県税を滞納していない者であること。
- (3) 別表第1に掲げるいずれにも該当しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、補助対象者が行う対策事業で、別表第2に定める要件を満たすものとする。

2 補助対象者が行う補助対象事業のうち、対策事業に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外するものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象となる経費及び補助金額は別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申込者に町税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 位置図、配置図、平面図等
- (3) 対策事業費見積書(内訳が記載されているものに限る。)
- (4) 別表第3又は別表第4(建築士法(昭和25年法律第202号)に規定する建築士が点検を実施すること。)

2 補助対象者が補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

3 町長は、第1項の申請書を受理した後、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、補助対象者はこの現地調査等に協力しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助内容の変更等)

第8条 補助内容の変更等は、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ、補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。

2 補助事業変更の承認については、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金変更決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者が補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図等
- (2) 写真(対策事業の内容が確認できるもの)
- (3) 領収書等の写し(内訳が記載されているもの)

(補助金の確定及び交付)

第10条 町長は、補助金の確定に係る通知は、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成29年11月10日告示第52号)

この要綱は、平成29年11月10日から施行する。

附 則(平成30年5月10日告示第26号)

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

附 則(令和3年3月1日告示第4号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日告示第12号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

- (1) 暴力団(越知町暴力団排除条例(平成23年越知町条例第11号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団準構成員(暴力団以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。))であるとき。
- (2) 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第2(第4条、5条関係)

補助事業名	ブロック塀等対策推進事業
補助対象経費	<p>緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)の所有者が、登録工務店、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該塀の撤去及びそれに代わる安全な塀等への設置に要する経費</p> <p>407,000円/件</p> <p>安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。</p>
補助要件	<p>地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送路又は避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6号第1項)に位置付けられた避難路に位置する危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策を行うもの</p>
補助金額	<p>定額(補助限度額):407,000円</p> <p>補助対象経費が407,000円に満たない場合は、その額とする。 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。①補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては、別表第3(ただし、鉄筋コンクリート塀にあつては、点検項目5～7を適用する。)に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの②組積造の塀においては別表第4に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

別表第3(第6条関係)

補強コンクリートブロック塀の点検表
(鉄筋が入っていない場合は、組積造の点検表を使用してください。)

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	2. 2mを超えている	
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	
		高さ2m以下で10cm未満	
3	鉄筋	壁項、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っていない	
4	控壁 (高さが1.2mを超える塀の場合)	3. 4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出していない	
5	基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	7項目のうち1つでも当てはまれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

上記のとおり、補強コンクリートブロック塀の点検結果を報告します。

年 月 日

住 所

建築事務所・登録番号

建築士の資格・資格番号

建築士氏名

印

別表第4(第7条関係)

組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	チェック欄
1	高さ	1.2mを超えている	
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10未満	
3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出していない、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍未満	
4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であると判断された	
	評価	6項目のうち1つでも当てはまれば、組積造の安全対策が必要です	
	位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

上記のとおり、組積造の塀の点検結果を報告します。

年 月 日

住 所

建築事務所・登録番号

建築士の資格・資格番号

建築士氏名

印

越知町長 様

住所
氏名 印
電話番号

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付申請書

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

この申請書及び添付資料に記載した内容を、個人が特定できない範囲で耐震対策関連事業の普及・啓発目的で利用することに同意します。

記

1 交付申請額 金 円

2 対策事業の概要

所在地	越知町
対策事業費(見積額)	
対策事業の内容	

※添付資料

- (1)市町村・県税納税証明書
- (2)位置図、配置図、平面図等
- (3)対策事業費見積書(内訳が記載されているものに限る。)
- (4)別表第3又は別表第4

第 年 月 日 号

様

越知町長

印

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金については、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施にあたっては、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る越知町の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) この決定通知に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (4) この事業の実施に関して、本町職員が調査もしくは監査委員が監査することがある。この場合には、全面的に協力すること。

越知町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金変更申請書

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

対策事業の変更の内容	
変更の理由	
対策事業の変更後の経費の所要額	
変更後の交付申請額	

※添付書類

- (1) 対策事業費見積書(変更後の経費の所要額が分かる書類)

第 年 月 日 号

様

越知町長



越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金については、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

対策事業の変更の内容	
変更の理由	
対策事業の変更後の経費の所要額	
変更後の交付決定額	

越知町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金実績報告書

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱に基づく補助事業が完了しましたので、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付精算額 金 円

2 対策事業の概要

所在地	越知町
対策事業費(支払額)	
対策事業の結果	

※添付書類

- (1)位置図、配置図、平面図等
- (2)写真(対策事業の内容が確認できるもの)
- (3)領収書等の写し(内訳が記載されているもの)

第 号
年 月 日

様

越知町長

印

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金については、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 確定交付金額 金 円

年 月 日

越知町長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金について、越知町ブロック塀等耐震対策推進事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求金額 金 円

上記補助金は、次の金融機関の口座に振り込んでください。

1	フリガナ		
	口座名義		
2	金融機関名	(支店名)	
3	口座の種類及び番号	普通・当座	NO,

※口座名義人は請求者と同一であること。